

ければならない。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第28条第1号中「丁」を「係長決裁」に改め、同条第2号中「丙」を「課長決裁」に、「前条第2項」を「第26条第2項」に改める。

第41条第1項に次のただし書を加える。

ただし、各課長は、法令等に定めがあり、特に必要があると認めるときは、総務広報課長と協議のうえ、これと異なる保存期間を定めることができる。

第57条第2項表中「第41条第4項」を「第41条第1項、第4項」に改める。

第66条第2項表中「第41条第4項」を「第41条第1項、第4項」に改める。

別表第1中「総務企画課 教総」を「教育政策課 教政
総務広報課 教総
福利厚生課 教福」に改める。

熊本県教育委員会告示第4号

平成14年2月27日熊本県教育委員会告示第3号の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。

平成15年3月31日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

「総務企画課教育企画室職員」を「総務広報課文書広報班職員」に改める。

熊本県教育委員会訓令第6号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

指導力不足教員等に関する判定審議会設置規程を次のように定める。

平成15年3月31日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

指導力不足教員等に関する判定審議会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、指導力不足教員等の取扱いに関する規則（平成15年熊本県教育委員会規則第1号）（以下「規則」という。）第4条に規定する判定審議会（以下「判定審議会」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 判定審議会は、熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に基づき、規則第3条の規定により報告された教員について、次に掲げる事項を審議し、教育委員会に答申する。

(1) 規則第2条第2項に規定する指導力不足教員等（以下「指導力不足教員等」という。）に該当するか否かについて

(2) 規則第5条に規定する研修を終了した教員が、指導力不足教員等に該当するか否かについて

(3) その他、教育委員会が指定する事項について

(組織等)

第3条 判定審議会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 委員は、学識経験者、医師、弁護士、保護者代表、民間企業代表等とし、教育委員会が依頼する。

(委員の任期)

第4条 第3条に規定する委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、判定審議会設置後最初に任用される委員の任期は、半数の委員を1年とする。この場合において、各委員の任期は教育委員会が定める。

(委員長の職務及び代理)

第5条 委員長は、判定審議会を主宰する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ判定審議会が指定する委員がその職務を行う。

(招集)

第6条 判定審議会は、委員長が招集する。

2 判定審議会は、原則として毎年1月及び8月に開催する。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認める場合は、臨時に判定審議会を開催することができる。

(定足数)

第7条 判定審議会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)